

# 令和8年度埼玉グローバル賞受賞候補者推薦要領

## 1 対象となる活動

表彰の対象となる活動は、埼玉県とかかわりの深い団体や個人による世界を意識した将来性のある活動や地域の国際化に向けた堅実な活動とします。

- (1) 世界を照準に定めた挑戦が、将来的にさらなる「協働と成果」※をもって真の国際人の育成や地域活性化等につながるような未来に向けた活動
- (2) SDGs に貢献する取組や人材育成を通じた国際協力等の継続的な活動により、周りへの広がりがある「協働と成果」を生み出している活動
- (3) 地域社会に活力を生み出す「協働と成果」のある取組により、日本人住民と外国人住民が共に地域社会の担い手として活躍できる社会の実現につながる活動

※「協働と成果」とは、次の2つのことです。

- ・複数の異なるセクター（行政、企業、NPO・財団・社団など）が、社会課題を解決するための協働【コレクティブインパクト】
- ・短期、長期の変化を含め、当該事業や活動の結果として生じた社会的、環境的な成果（アウトカム）【社会的インパクト】

## 2 表彰対象

その功績が顕著で他の模範となる団体（国、地方公共団体を除く。）及び個人（国籍を問わない）を表彰するものとします。なお、過去に彩の国国際貢献賞を受賞した団体又は個人も表彰の対象となります。

- (1) 「世界への挑戦」部門
- (2) 「世界への貢献」部門
- (3) 「多文化共生の地域づくり」部門

（留意点）

- 国、地方公共団体の活動は推薦対象となりません。
- 団体（個人）として受賞した方は、同じ功績で個人（団体）として応募することはできません。

## 3 推薦・応募

市町村、団体、事業所、県民による推薦又は自ら推薦する団体若しくは個人からの自薦又は他薦とします。また、複数部門への推薦も可能です。

#### 4 応募書類

- (1) 埼玉グローバル賞推薦書（様式第1号又は第2号）
- (2) 活動内容のわかる書類
- (3) 候補者の団体に関する書類（団体を推薦する場合）
  - ア 定款、寄附行為、会則等その団体の概要を示す書類
  - イ 活動に係る収支予算書

#### 5 締切

令和8年9月30日（水）（必着）

#### 6 推薦書提出先

メール又は郵送のいずれかで御提出ください。

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

埼玉県県民生活部国際課 国際連携担当

メールアドレス a2705-09@pref.saitama.lg.jp

#### 7 選考

「埼玉県グローバル賞審査会」が、活動内容の発展性、先駆性、独創性、話題性、継続性、表彰による啓発効果、地域社会・国際社会への貢献度、県民の自主的な活動参加度などを勘案し、選考します。なお、審査に当たっては「世界への挑戦」部門は独創性と話題性、「世界への貢献」部門は発展性と継続性、「多文化共生の地域づくり」部門は先駆性と継続性を重視します。

また、企業については、CSR活動やCSV経営にあたる活動を評価の対象とします。

（CSV経営とは、企業の事業を通じて社会的な課題を解決することから生まれる「社会価値」と「企業価値」を両立させようとする経営のこと）

#### 8 表彰

令和9年2月頃に表彰式を行います。

受賞者には、賞状及び記念品を贈呈します。

